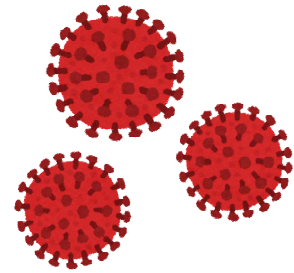


知ろう、考えよう ハンセン病問題

新型コロナウイルスでのできごと

私たちには苦い経験があります。新型コロナウイルスが猛威を振るっていたころ、感染者をはじめ医療従事者やその家族に対する偏見や差別がありました。その原因の一つが、「新型コロナウイルスに対する正しい知識を持たなかったこと」といわれています。



今日、私たちは、インターネット上にあふれる誤った情報をうのみにすることで、偏見を持ったり差別したりする側に立つ危険性があります。

ハンセン病は治る病気

ハンセン病は「らい菌」の感染で起こる病気で、1873（明治6）年、ノルウェーの医師ハンセンがこの細菌を発見したことでこう呼ばれています。皮膚や手足の神経に影響を与え、治療法がなかった時代には後遺症として体の一部が変形したり体の動きに支障がでたりすることがありました。

しかし、「らい菌」の感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。また1943（昭和18）年、アメリカで特効薬プロミンが開発されて以降、治療により後遺症もなく治る病気になっています。



私たちは、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

ハンセン病患者への強まる差別

日本では昔から、ハンセン病患者は病気の後遺症による体の外見上の変化等のため偏見や差別の対象となり、故郷を離れて放浪する人が少なくありませんでした。

明治時代になり諸外国から患者を放置していることへの非難を浴びると、政府は患者を隔離することを進め、1907(明治40)年「^{らい}癩予防ニ関スル件」という法律を制定しました。この法律は時代とともに次のように変わっていきます。



- ・1907(明治40)年「^{らい}癩予防ニ関スル件」制定※1
- ・1931(昭和6)年「^{らい}癩予防法」制定
- ・1953(昭和28)年「^{らい}予防法」制定※2

※1 かつてハンセン病のことを「^{らい}癩病」と呼んでいました。
※2 漢字の「癩」から、ひらがなの「^{らい}」に変わりました。

これらの法律によって、強制的に患者を療養所に隔離したり、患者の家を物々しく消毒したりしました。その様子を見た人々は、ハンセン病を感染力が強く恐ろしい病気であると思い込み、患者への偏見や差別が一層強くなりました。

戦後も続く誤った隔離政策

戦後まもなく治る病気となっても、患者の強制収容は続きました。1996(平成8)年、ようやく「^{らい}予防法」が廃止され、およそ90年におよぶ隔離政策は終わりました。

現在、療養所入所者は病気が治った元患者(回復者)ですが、偏見や差別があることや家族に迷惑がかかることなどを心配し、療養所に残る人もいます。

奪われた人権

誤った隔離政策により、療養所入所者は偏見や差別を受け、人権を奪われた生活を強いられました。

療養所に入ったら、一生出られないばかりではなく、結婚しても子どもを産むことができないようにする手術を受けさせられたり、亡くなっても故郷のお墓に入れてもらえなかったりすることがありました。

また、患者の家族も偏見や差別のために家族であることを隠し続けなければならないといった苦痛を強いられてきました。

国の責任が明らかに

1998(平成10)年に療養所入所者が、2016(平成28)年には患者・元患者の家族が、国の誤った政策で受けた損害の賠償を求める裁判をそれぞれ起こしました。

裁判はともに勝訴し、これがもとで国は謝罪し、補償する法律をつくったり啓発を進めたりすることを始めました。



いまだに残る根強い差別

2003(平成15)年、療養所入所者がホテル宿泊を拒否される事件が起こりました。これ自体問題ですが、ホテル側の形式的な謝罪に入所者の「反省がない」という発言が報道されると、全国から入所者に対して非難・中傷の電話や手紙がありました。

このことは、ハンセン病に対する偏見や差別が根強く残っていることを表しています。



ハンセン病問題から私たちが学ぶことは

では、ハンセン病問題を解決するには、何が必要なのでしょう。

ハンセン病問題を解決するには

- ① ハンセン病とは何かを正しく知ること
- ② 当事者や家族の気持ち、置かれている立場を理解すること
- ③ 当事者とともに生きていく社会をつくること

これらはハンセン病問題に限らず、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決していく上で共通することです。

正しく学ぶためには

ハンセン病問題は学校でも学習します。小学生には福岡県からリーフレット、中学生にも厚生労働省から学習テキストが送られています。保護者の方もご覧になり、この問題についてお子さまと一緒に考えられてはいかがでしょうか。



ハンセン病問題についてさらに詳しく知りたい方には、次の施設があります。

国立療養所菊池恵楓園歴史資料館
熊本県合志市栄 3796 電話 FAX：096-248-1136

[発行]八女市教育委員会 人権・同和教育課

電話 0943-23-2074 (FAX)0943-24-4331

